

京都市消費生活基本計画(第2次計画) 平成27年度推進状況(抜粋版)

京都市消費生活基本計画(第2次計画) 平成27年度推進状況

基本方針 / 施策目標 / 施策の方向 / 推進施策	実施事業数	基本方針 / 施策目標 / 施策の方向 / 推進施策	実施事業数
【基本方針1 消費生活の安心・安全】	55	【基本方針3 消費者の自立支援】	60
施策目標1 安全な消費生活環境の確保		施策目標5 消費者力の向上	
施策の方向(1) 安全な商品等の確保		施策の方向(8) 消費者の生活力向上のための学習機会の提供	
推進施策1 商品等の安全性の確保	14	推進施策17 児童、生徒等への消費者教育の推進	24
推進施策2 使い、住み続けるための安全性の確保	25	推進施策18 消費生活のトラブル防止のための学習機会の提供	15
施策目標2 商品等を適切に選択できる環境の整備		施策の方向(9) 情報提供の推進及び学習活動への支援	
施策の方向(2) 商品等に関する情報の適正化		推進施策19 様々な媒体を用いた情報の発信	18
推進施策3 情報の適正化に向けた指導等の推進	6	推進施策20 拠点施設等における学習活動への支援	3
推進施策4 消費生活条例に基づく情報の適正化の推進	1	【基本方針4 京都から始める未来へつなぐ消費生活】	74
施策の方向(3) 商品等の安定的な供給の確保		施策目標6 新たな消費生活モデルの形成 ～京都固有の生活文化の継承と発展～	
推進施策5 身近な生活圏を支える事業者等への支援	5	施策の方向(10) 環境との調和を目指す消費者の育成	
推進施策6 生活必需品の安定供給と適正な価格の形成の確保	4	推進施策21 食に関する学習機会の提供	21
【基本方針2 消費者被害の救済及び防止】	50	推進施策22 環境に配慮した消費者行動の促進	33
施策目標3 消費者被害の救済		施策の方向(11) 消費者、事業者が共に行動する基盤づくり	
施策の方向(4) 被害の救済のための機能強化		推進施策23 消費者意見の反映及び行動する消費者の育成	20
推進施策7 相談機能の強化と相談しやすい環境の整備	6		
推進施策8 相談内容の高度化への対応	1		
施策の方向(5) 各種相談事業の実施及び連携の強化			
推進施策9 各種相談事業の実施	13		
推進施策10 様々な相談窓口との連携の強化	2		
施策目標4 消費者被害の防止			
施策の方向(6) 不適正な取引行為への対応			
推進施策11 事業者に対する指導等の強化	2		
推進施策12 適正な取引行為の徹底	2		
推進施策13 取引行為に関する制度の検討	1		
施策の方向(7) 消費者被害を防止する仕組みづくり			
推進施策14 危害に関する迅速かつ的確な情報提供等	4		
推進施策15 関係機関、団体との連携の推進	5		
推進施策16 身近な支援の仕組みづくり	14		
		計	239

(基本方針1) 消費生活の安心・安全

◆ 55の事業を実施

主な内容

推進施策3 情報の適正化に向けた指導等の推進

○ 食の健康づくり応援店【新規】

府市協調事業として、食を通じた市民及び府民の方々の健康づくりの推進を目指し、「野菜たっぷり」「塩分ひかえめ」メニューの提供や「食物アレルギー表示」を実施する飲食店等を登録し、店舗の情報をホームページ(京都市のホームページ「京・食ねっと」)に掲載し、市民の方々に普及する『きょうと 健康 おもてなし 食の健康づくり応援店』事業を、平成27年4月13日から実施しています。

→ 登録店舗数 396 店舗(平成28年3月現在)



(基本方針2) 消費者被害の救済及び防止

◆ 50の事業を実施

主要内容

推進施策7 相談機能の強化と相談しやすい環境の整備

○ 消費者月間の取組【継続】

消費者月間である5月に京都市役所正面玄関ロビーにおいて、「消費者啓発タペストリーの展示」を行い、消費生活総合センターの消費生活相談窓口や悪質商法の手口と対処法等について、市民の皆様等に周知。併せて、「京都市消費者教育推進計画」に関する冊子を配布(5月11日から22日)



推進施策9 各種相談事業の実施

○ 成年後見支援センターの設置・運営【継続】

認知症や障害等により判断能力が低下し、成年後見制度を必要とする方々を制度についての相談から利用に至るまで「成年後見支援センター」が一貫した支援を行う。

また、地域における支えあいの観点から、親族や専門職以外に身近な立場で成年後見人、保佐人及び補助人として活動する「市民後見人」※を養成し、今後、増加が見込まれる認知症高齢者等の制度利用促進とともに、利用者の経済的負担の軽減を図る。

※「市民後見人」・・・地域における支えあいの観点から身近な立場で支援を行うために京都市成年後見支援センターにおいて養成した、親族や専門職(弁護士・司法書士・社会福祉士等)以外の市民のうち、成年後見人等として家庭裁判所から選任された人のことをいいます。

なお、平成28年9月30日から平成29年2月3日までの間、約56時間にわたり、市民後見人になるために必要な法律等の知識や活動する際に必要となる実務的な技術を修得することを目的として、市民後見人養成講座を開催する。

(基本方針2) 消費者被害の救済及び防止

主要内容

推進施策15 関係機関、団体との連携の推進

○ 「京都くらしの安心・安全ネットワーク」情報交換会【継続】

広域化, 複雑化, 悪質化する消費者問題に迅速に対応し, 消費者被害の未然防止, 早期発見, 早期救済を図るため, ネットワーク参加団体間の連携と情報交換, 交流を促進する(京都府消費生活安全センターが事務局)。

<参加団体>

京都府消費生活安全センター, 京都府警察, 京都市消費生活総合センター, 京都府内の消費者団体, 福祉関係団体, 事業者団体, 報道機関, 行政機関 等

平成27年7月6日 京都テルサにて開催

推進施策16 身近な支援の仕組みづくり

○ 老人福祉員制度【継続】

市長から委嘱を受け, 主に一人暮らしの高齢者を訪問し, 安否確認や話し相手となること等により, 地域の高齢者を見守る。

<取組実績>

老人福祉員定数 1472人(86人増員)

(基本方針3) 消費者の自立支援

◆ 60の事業を実施

主な内容

推進施策17 児童、生徒等への消費者教育の推進

○ くらしの達人事業(消費者標語の募集)【継続】

家庭や学校等で自ら考え行動する消費者となるための機会づくりとして、消費生活に関するテーマを設定し、市内に在住又は通学している小・中学生から消費者標語を募集し、優秀作品を表彰

＜平成27年6月19日から9月30日まで作品を募集＞

○テーマ

- ①お金の良い使い方・悪い使い方
- ②たのしい食事・おいしいごはん
- ③ネット、スマホの使い方
- ④環境にもやさしい消費者になるために

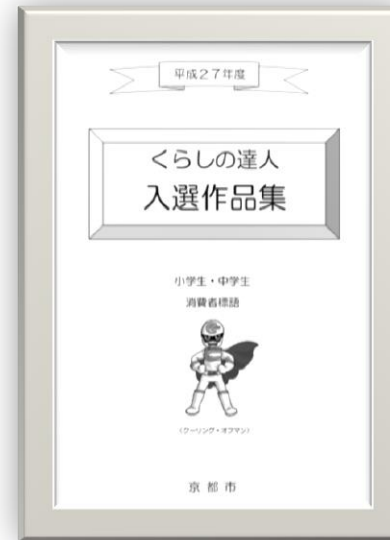
○応募状況

小学生 応募者数 750名 作品数1,358点

中学生 応募者数1,281名 作品数2,274点

※入選作品は小学生31点,中学生33点

平成28年2月10日に表彰式を開催。



○ ケータイ教室【継続】

携帯電話会社から講師を招き、携帯電話の危険性、依存性、ルールやマナーについて学習する「ケータイ教室」を小、中、高、総合支援学校で実施

＜取組実績＞

小学校:98校 中学校:38校

高等学校:3校 総合支援学校:4校 計143校

(基本方針3) 消費者の自立支援

主な内容

推進施策17 児童、生徒等への消費者教育の推進

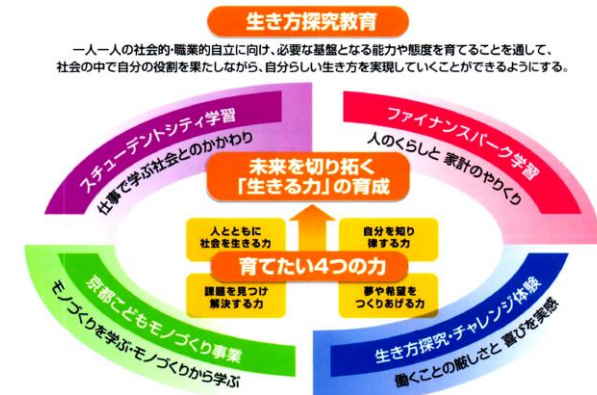
○ スチューデントシティ・ファイナンスパークにおける体験学習【継続】

・小学生を対象とした「スチューデントシティ」

銀行、商店、新聞社、区役所等からなる実際の「街」を再現し、消費者役と会社員役、それぞれの立場での役割を体験し、社会や経済の仕組み、社会と自分との関わりを理解させる。

・中学生を対象とした「ファイナンスパーク」

施設の中に再現した実際の「街」で、税金・保険をはじめ食費や光熱水費、教育費等の試算、商品やサービスの購入・契約等を体験し、社会に溢れる情報を適切に活用する力や生活設計能力等を育成する。



推進施策19 様々な媒体を用いた情報の発信

○ 区民ふれあいまつり等への啓発ブース出展【継続】

各区の区民ふれあいまつり等において、啓発ブースを出展し、「京(みやこ)・くらしのサポーター」とともに消費生活に関するクイズやパネル展示による啓発、センター印刷物や啓発物品を配布

・平成27年度啓発ブース来場者数 → 3,598人



(基本方針4) 京都から始める未来へつなぐ消費生活

◆ 74の事業を実施

主要内容

推進施策22 環境に配慮した消費者行動の促進

○ マイバッグ等の持参促進及びレジ袋の削減に関する協定【継続】

循環型社会の構築の観点から、レジ袋の使用を抑制し、マイバッグ等の持参を促進することを目的として、事業者、市民団体、京都市レジ袋有料化推進懇談会と協定を締結し、協定の普及・拡大に関する支援を行う。

※「京都市におけるマイバッグ等の持参促進及びレジ袋の削減に関する協定」を事業者、市民団体、京都市レジ袋有料化推進懇談会と結び、普及・拡大に関する支援を行っている。平成28年3月末時点で、33事業者11市民団体と締結



レジ袋は、身近な品物であるとともに、消費者の皆様が主体的に辞退できるため、レジ袋の削減は、2Rの象徴的な取組とされています。その中で、事業者の皆様や幅広い市民団体の皆様との協定によるレジ袋の有料化は、平成19年1月に京都市が全国で初めて取り組んで以来、全国に広がったことから、「京都方式」と呼ばれています。

平成27年3月に策定した「新・京都市ごみ半減プラン」では、政令市初の取組として、「食品スーパーにおけるレジ袋有料化の市内全店舗への拡大実施に向けた取組」を推進することとしています。

ごみ半減をめざす「しまつのころ条例」の施行日(平成27年10月1日)からは、事業者の皆様のご賛同により、一定規模(※)以上の食品スーパーで一斉にレジ袋が有料化されました。その後も、取組の輪が広がっています。

※ 大型店舗やチェーン展開で、市内の店舗面積(単独又は合計)が1千㎡以上の食品スーパー